

いつものJAで安心!
一生の「これから」をお預け入れ
金額に
上限なし
(10万円以上)

かしこく貯めて、ワクワクを増やそう!

きっときっと楽しみたい!

55歳から
ご予約可能(新たに受取口座指定
予約をいただける55歳
以上の方)

年金受給者専用定期貯金

当JA口座で年金受給の方のためのお得な定期貯金です!

現在されている方

これからされる方

予約をいただく方

(55歳以上の方)



組合員の方

新たに定期貯金
をご契約または
定期貯金の満期
金に対し10万円
以上の増額書替の場合店頭
金利+0.20%
年
上乗せ

上記以外の方※

店頭
金利

+年 0.15% 上乗せ

※定期貯金満期金の同額書替または、減額書替など

組合員外の方

新たに定期貯金
をご契約または
定期貯金の満期
金に対し10万円
以上の増額書替の場合店頭
金利+0.15%
年
上乗せ

上記以外の方※

店頭
金利

+年 0.10% 上乗せ

期間
定型方式 1年
自動継続元金継続または元利金継続
継続時には店頭金利を適用

対象の方

- 当JAで年金を受給中の方
- 当JAで年金受取予約中の方
- 契約と同時に当JAで年金振込指定、
または年金受取予約をいただける方
(55歳以上の方)

預入方法 一括預入 預入単位 1円単位

預入金額 10万円以上

払戻方法/満期日以降に一括払い戻し

取扱期間 令和7年10月1日(水)～令和8年3月31日(火)

廿日市支店 0829-31-1111
平良支店 0829-32-1249
宮内支店 0829-39-3141
廿日市西支店 0829-32-0068
地御前支店 0829-36-0205
深江支店 0829-56-0209
浜支店 0829-55-2223
友和支店 0829-74-1161
津田支店 0829-72-1151
晴海支店 0827-57-7140
栗谷支店 0827-56-0002
大竹支店 0827-52-4295
吉和支店 0829-77-2121
海田市支店 082-822-4188
東海田支店 082-822-2742
中野支店 082-892-0017
瀬野支店 082-894-8102
萩原支店 082-854-5302
熊野支店 082-854-1131

坂支店 082-885-1131
吳支店 0823-24-3131
広東支店 0823-72-0077
広西支店 0823-72-4411
郷原支店 0823-77-1234
昭和支店 0823-33-0211
音戸支店 0823-52-2535
倉橋支店 0823-53-1234
倉橋東支店 0823-54-1161
蒲刈支店 0823-66-1122
江田島支店 0823-42-1133
中町支店 0823-45-2848
鹿川支店 0823-45-2622
三高支店 0823-47-0311
大古支店 0823-57-3333
西条支店 082-422-8687
向陽支店 082-425-1115
黒瀬支店 0823-82-2340

八本松南支店 082-429-0811
八本松支店 082-428-2030
志和支店 082-433-2411
高屋支店 082-434-2111
福富支店 082-435-2002
豊栄支店 082-432-2316
大和支店 0847-33-0211
河内支店 082-437-1201
安芸津支店 0846-45-1243
安浦支店 0823-84-2040
川尻支店 0823-87-2046
本郷駅前支店 0848-86-3266
本郷中央支店 0848-86-2514
竹原支店 0846-22-0432
莊野支店 0846-29-1135
せとだ支店 0845-27-2290
三原西支店 0848-66-0246
三原支店 0848-63-3163

鷺浦支店 0848-87-5216
幸崎支店 0848-69-1221
久井支店 0847-32-6123
久井中央支店 0847-32-7115
大朝支店 0826-82-2311
吉田支店 0826-42-0353
可愛出張所 0826-43-0221
美土里支店 0826-54-0326
高宮支店 0826-57-0301
甲田支店 0826-45-2028
八千代支店 0826-52-2211
向原支店 0826-46-3311
千代田支店 0826-72-2211
三次中央支店 0824-63-9920
八次支店 0824-62-2890
三次東支店 0824-66-1020
三次西支店 0824-68-2225
三次市役所支店 0824-62-6175

君田支店 0824-53-2211
布野支店 0824-54-2211
作木支店 0824-55-2211
吉舎支店 0824-43-3131
三良坂支店 0824-44-3101
三和支店 0824-52-3101
三次北支店 0824-62-2384
上下支店 0847-62-2151
甲奴支店 0847-67-2231
総領支店 0824-88-2211
庄原支店 0824-72-5652
庄原西支店 0824-74-0003
比婆西城支店 0824-82-2211
東城支店 08477-2-0045
小奴可支店 08477-5-0201
口和支店 0824-89-2211
高野支店 0824-86-2211
比和支店 0824-85-2221

詳しくはJAひろしまの最寄りの支店までお気軽にご相談ください。

商 品 名	JAひろしま 年金受給者専用定期貯金(スーパー定期貯金)
-------	------------------------------

ご利用いただける方

当JA口座へ年金の受取口座指定(年金受給)をされている方、
契約と同時に受取口座指定をいただける方。

当JA口座へ年金の受取口座指定予約をされている方
契約と同時に受取口座指定予約をいただける方

(新たに受取口座指定予約をいただける方は55歳以上の方となります)



期 間	1年 自動継続(元金継続または元利金継続) 取扱期間 令和7年10月1日(水)～令和8年3月31日(火)
-----	---

預 入 方 法	一括預入
---------	------

預 入 金 額	10万円以上
---------	--------

預 入 単 位	1円単位
---------	------

払 戻 方 法	満期日以後に一括して払い戻します。
---------	-------------------

利 息	適用金利	組合員の方	新たに定期貯金をご契約または定期貯金の満期金に対し10万円以上の増額書替の場合 上記以外の方の場合 ※定期貯金満期金の同額書替または、減額書替など	» 店頭金利+年0.20%上乗せ » 店頭金利+年0.15%上乗せ
		組合員外の方	新たに定期貯金をご契約または定期貯金の満期金に対し10万円以上の増額書替の場合 上記以外の方の場合 ※定期貯金満期金の同額書替または、減額書替など	» 店頭金利+年0.15%上乗せ » 店頭金利+年0.10%上乗せ

利 払 時 期	満期日以後に一括して払い戻します。
---------	-------------------

利 払 時 期	満期日以後に一括して払い戻します。
---------	-------------------

計 算 方 法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算をします。
---------	-------------------------------

税 金	20.315%(国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税となります。
-----	---------------------------------------

金利情報の入手方法	窓口でお問合せください。
-----------	--------------

手 数 料	一
-------	---

付加できる特約事項

- ・自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組入れできます。
(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)
- ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
- ・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。

中途解約時の取扱い

- ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。
(1)6か月未満 解約日における普通貯金の利率
(2)6か月以上1年未満 約定利率×20%
ただし、(2)の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

貯金保険制度(公的制度)

- ・保護対象
当該貯金は、当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置の内容 お決措置の内容

- ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA各支店または金融管理部信用管理課(電話:082-422-2177)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対応する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。
- ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、広島弁護士会(電話:082-225-1600)を利用できます。ご利用にあたっては、直接弁護士会へお申立ていただくか、上記当JA金融管理部信用管理課またはJAバンク相談所にお申し出ください。

その他参考となる事項

- ・金利情勢の変化等により、取扱期間中であっても適用金利の変更、または取扱いを中止させていただく場合がございます。
- ・取扱期間は令和7年10月1日(水)より令和8年3月31日(火)までとします。